

議第23号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和2年10月7日付け）に準じた期末手当の改定その他所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

令和2年12月1日に，期末手当の年間支給割合を，再任用職員を除き0.05月分引き下げ，期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計を4.45月分としたところですが，令和3年度以降における期末手当の6月期及び12月期における支給割合を均等にする等所要の改正をするものです。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	<u>1.3</u> (0.725)	0.95 (0.45)	<u>2.25</u> (1.175)	<u>1.275</u> (0.725)	0.95 (0.45)	<u>2.225</u> (1.175)
12月期	<u>1.25</u> (0.725)	0.95 (0.45)	<u>2.2</u> (1.175)	<u>1.275</u> (0.725)	0.95 (0.45)	<u>2.225</u> (1.175)
計	2.55 (1.45)	1.9 (0.9)	4.45 (2.35)	2.55 (1.45)	1.9 (0.9)	4.45 (2.35)

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

令和2年12月1日に，特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を，0.05月分引き下げ，年間支給割合の合計を3.35月分としたところですが，令和3年度以降における期末手当の6月期及び12月期における支給割合を均等にするものです。

【期末手当の各期別支給割合】

（単位：月）

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.7</u>	<u>1.675</u>
12月期	<u>1.65</u>	<u>1.675</u>
計	3.35	3.35

(3) 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

令和2年12月1日に，会計年度任用職員の期末手当の年間支給割合を，0.05月分引き下げ，年間支給割合の合計を2.55月分としたところですが，

令和3年度以降における期末手当の6月期及び12月期における支給割合を均等にする等所要の改正をするものです。

【期末手当の各期別支給割合】

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.3</u>	<u>1.275</u>
12月期	<u>1.25</u>	<u>1.275</u>
計	2.55	2.55

3 施行期日

令和3年4月1日（一部公布の日）